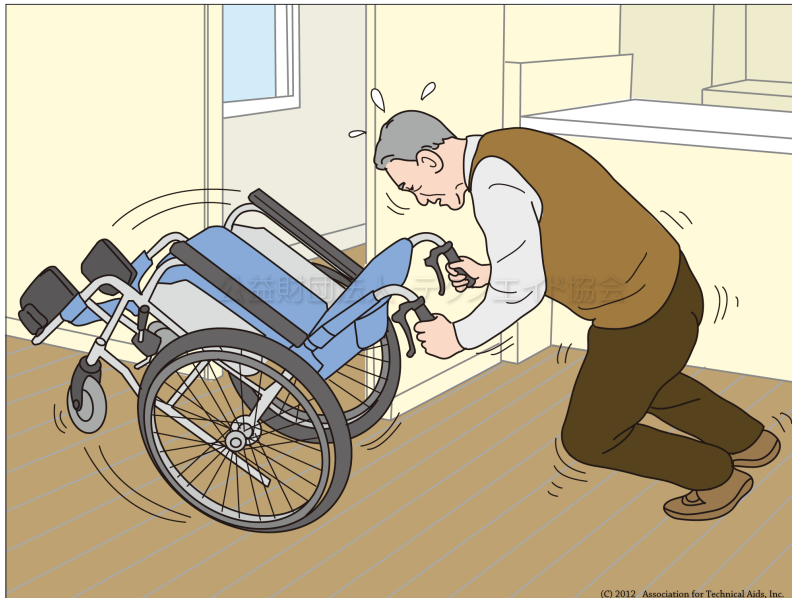


Case : 130

車いすを歩行器のように使用し、キャストが浮いてひっくり返りそうになる

場面の説明

リハビリのつもりで車いすから降りて操作していたが、足がついていかず車いすが傾いてしまった



利用シーン

移動

主な利用場所

廊下

介護保険の種目

車いす

分類コード (CCTA95) 122106(後輪駆動式車いす)

介護テクノロジー

-

二次元バーコード



解説

車いすは、歩行訓練用には設計されていないので、人が座っていない状態ではバランスが悪く、このように後方へ転倒しやすいものもあります。歩行を補助する目的では歩行器や歩行車を利用することが基本ですが、あえて車いすを利用するのであれば、重りを積んで後方に転倒しないようバランスを取るなど工夫をする必要があるでしょう。

参考要因

人：リハビリ目的で歩行車の代わりに車いすを使っていた
 人：車いすに過度に寄りかかってしまった
 環境：適切な訓練方法を指導してくれる人が周囲にいなかった